

委員会設置規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）定款第16条に規定する委員会の設置について定めるものである。

(委員会の名称)

第2条 委員会は、次のとおりとする。
表彰委員会

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成29年7月1日から施行する。

調査研究委員会運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、委員会設置規程第2条第1号に定める、調査研究員会（以下「委員会」という。）の運営に関して定めるものである。

(構 成)

第2条 委員会の委員の定数は、7名とし、地区協議会代表各1名と全年連常務理事をもって構成する。

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前項の任期は、全年連の役員改選の日から起算するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選定する。

(報 告)

第5条 委員会の調査研究結果については、全年連会長あてに文書をもって報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月30日をもって廃止する。

表彰委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、委員会設置規程第2条第2号に定める、表彰委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して定めるものである。

(構成)

第2条 委員会の委員の定数は、7名とし、地区協議会代表各1名（当該地区全年連副会長）と全年連常務理事をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、全年連の役員改選の日から起算するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選定する。

(職務)

第5条 表彰委員会は、別に定める「全年連表彰基準」に基づく被表彰者等について、その選考を行う。

(報告)

第6条 委員会の選考結果については、全年連会長あてに文書をもって報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成29年7月1日から施行する。